

諮問第80号答申（公表用）

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成18年4月24日付けで異議申立人に対し行った一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成18年4月18日付けで「平成18年3月24日に行われた私の口頭意見陳述における記録」の開示を求めて文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成17年度第6回個人情報保護審議会議事録」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付し、平成18年4月24日付け私文第254号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、特定した行政文書を一部開示とした部分及びその理由は別紙のとおりである。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年6月20日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立て

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、会議の状況を記録した電磁的記録を不開示とした決定を除く不開示部分の決定を取り消し、開示する、との決定を求め

るものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、要約するとおおむね以下のとおりである。

- (1) 「『5 概要』にある発言者の姓」(以下「発言者の姓」という。)は、条例第8条第1号ただし書八に該当する。

発言者の姓は、条例第8条第1号ただし書八の当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当し、開示すべきである。

- (2) 発言者の姓及び「『5 概要』中、「(3) 異議申立て事案(諮問第11号~第14号)の審査」について記録した部分」(以下「異議申立て事案の審査について記録した部分」という。)は、条例第8条第5号に該当しない。

ア 発言者の姓について

山梨県個人情報保護審議会(以下「個人情報保護審議会」という。)の委員は、その身分及び職務が法令により、定められており、服務義務に従って、行動するのは、当然である。また、異議申立人は、法令に従い自らの権利を行使する。

そこで、発言者の姓が開示されると、異議申立人が、当然の如く、個人情報保護審議会の意思形成に影響力を持つ当該委員に対し不当な圧力又は干渉を加えるかのような説明、また、委員が率直な意見を述べることを差し控えることもあるかのような説明は、まったく認められない。

イ 異議申立て事案の審査について記録した部分について

個人情報保護審議会の委員は、その身分及び職務が法令により、定められており、服務義務に従って、行動するのは、当然である。また、異議申立人は、法令に従い自らの権利を行使する。

そこで、異議申立て事案の審査について記録した部分が開示され、委員間の答申の結論を左右することとなる見解の相違があったということを窺わせる記述が含まれている場合、異議申立人が、当然の如く、委員に対し不当な圧力又は干渉を加えるかのような説明、また、委員が、率直な意見を述べることを差し控えることもあるかのような説明は、まったく認められない。

上記のとおり、発言者の姓及び異議申立て事案の審査について記録した部分は、条例第8条第5号には該当せず、開示すべきである。

- (3) 異議申立て事案の審査について記録した部分内にある平成18年3月24日に行われた私の口頭意見陳述における記録は、条例第10条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示を行う場合に該当する。

本件開示請求は、平成18年3月24日に行われた私(異議申立人)の口頭意見陳述における記録である。

当口頭意見陳述を行った件である保有個人情報開示請求書の開示請求に係る保有個人情報の内容(保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項)により、そこには、当然のこと、
は、真実に基づくものでなければならないという前提がある。処分者側の、私(異議申立人)に関する保有個人情報が真実かどうかという問題が内在するのである。

そのような観点から、山梨県教育委員会の保有する私(異議申立人)に関するすべての情報のこれまでに為された開示をみると、これらの情報は、手続、内容ともに、本質的に、でっち上げであり、まったく、納得できないものである。ゆえに、明らかに、私(異議申立人)が、意図的な差別、いじめ、嫌がらせを受け、孤立化させられた人権侵害の結果に存在するものである。

よって、
を受けた私(異議申立人)としては、人権擁護の観点から、全面開示を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書で説明している内容は、要約するとおおむね以下のとおりである。

- (1) 「発言者の姓は、条例第8条第1号ただし書八に該当する。」との主張に対する反論について

本件において、発言者は特別職の地方公務員であり、その職務の遂行に係る情報ではあるが、発言者の姓は、同号ただし書八の「当該公務員の職」及び「当該職務遂行の内容」に係る部分には該当しないことから、不開示としたものである。

- (2) 「発言者の姓及び異議申立て事案の審査について記録した部分は条例第8

条第 5 号に該当しない。」との主張に対する反論について

ア 発言者の姓について

発言者の姓については、個人情報保護審議会に出席した委員のうち、誰が何回発言をしたのかを示すものである。そして、個人情報保護審議会は、一般的な事項を審議する審議会と異なり、不服申立てを受けて個別事案の解決についての意見をまとめるものである。

このため、発言者の姓が開示されることとなると、個人情報保護審議会の意思形成に影響力を持つ委員が誰であるのかが明らかとなり、答申の結論に利害関係を持つ異議申立人等から当該委員に対し不当な圧力又は干渉が加えられることが想定される。また、委員は、このような事態に陥ることを懸念し、あるいは、発言回数それ自体を気にして、率直な意見を述べることを差し控えることも想定される。

イ 異議申立て事案の審査について記録した部分について

異議申立て事案の審査について記録した部分については、個人情報保護審議会において委員がいかなる発言をしたのかを示すものである。そして、個人情報保護審議会の議事録は、委員間に答申の結論を左右することとなる見解の相違があったということを探わせる記述を含むことがある。

このため、委員の発言内容を示す情報が開示されることとなれば、審議の変遷や答申の方針等が異議申立人をはじめとした外部の利害関係者の知るところとなり、答申の結論に利害関係を持つ同者から委員に対し不当な圧力又は干渉が加えられることが想定される。また、委員は、このような事態に陥ることを懸念して、率直な意見を述べることを差し控えることも想定される。

以上のことから、発言者の姓及び異議申立て事案の審査について記録した部分は、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ...があるもの」として、条例第 8 条第 5 号に該当し不開示としたものである。

(3) 「異議申立て事案の審査について記録した部分は、条例第 1 0 条に該当する。」との主張に対する反論について

そもそも、条例第 1 0 条の規定は、条例第 8 条各号の不開示情報に該当する情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関が高度な行政的判断によりその開示を行うことができるとしたものであり、同条の規定により実施機関が開示するためには、少なくとも、条例第 8 条各号の不開示情報に該当する情報を不開示とすることによって保護される利益を犠牲

にしてまでも開示しなければならないような特段の事情が認められることが必要である。

本件不開示情報を検討すると、異議申立て事案の審査について記録した部分は、保有個人情報の部分開示決定の適否を審議する個人情報保護審議会における発言内容を示すものにすぎず、開示することによって、人の生命、健康、生活、財産又はこれと並ぶ程度の社会全体の利益の保護に直結するような性質又は内容のものではないことからすると、本件の場合、条例第8条各号の不開示情報に該当する情報を不開示とすることによって保護される利益を犠牲にしてまでも開示しなければならないような特段の事情は認められない。

よって、当該不開示情報は、公益上の理由による裁量的開示には及ばない。

第5 審査会の判断

1 本件文書の内容について

本件文書は、平成18年3月24日に行われた平成17年度第6回山梨県個人情報保護審議会の議事録であって、会議の状況について次の事項が要点筆記により記録されている。

なお、下記 の議事の概要には、異議申立人が口頭意見陳述をしたときの状況を示す情報が含まれている。

日時（会議の開催日時を記録）

場所（会議の開催場所を記録）

出席者（会議に出席した委員の氏名及び事務局職員の状況を記録）

会議次第（会議の次第を記録）

議事の概要（議題、発言者名及び発言内容を記録）

2 争点

- (1) 本件文書中、「発言者の姓」は、条例第8条第1号に該当するか、否か。
- (2) 本件文書中、「発言者の姓」及び「異議申立て事案の審査について記録した部分」は、条例第8条第5号に該当するか、否か。
- (3) 本件文書中、「異議申立て事案の審査について記録した部分」は、条例第10条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示を行う場合に該当するか、否か、という点である。

3 「発言者の姓」の条例第8条第1号の該当性について

- (1) 条例第8条第1号の趣旨

特定の個人が識別され得る情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るものを事項的な不開示情報として定めた上、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要がないものや保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを「公領域情報」、「公益上の義務的開示」、「公務員等情報」として定め、例外的に不開示情報から除くこととしたものである。

(2) 条例第8条第1号の該当性の検討

ア 「発言者の姓」に関して、発言者は、知事の附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）である個人情報保護審議会の委員であり、特別職に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号）であって、条例第8条第1号ただし書八にある「当該個人が公務員等（中略）である場合」にあたる。

また、「発言者の姓」は、個人情報保護審議会で発言した委員が誰であることを示すものであるから、条例第8条第1号ただし書八にある「公務員等の職務の遂行に係る情報」にあたる。

イ しかし、「発言者の姓」は、公務員たる身分を有する委員の姓であって、条例第8条第1号ただし書八の「当該公務員の職」及び「当該職務遂行の内容」には含まれず、「発言者の姓」は、条例第8条第1号ただし書八に該当しない。

ウ 「発言者の姓」は、個人情報保護審議会の委員の姓であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、個人情報保護審議会において発言をした委員が誰であるのかを示す「発言者の姓」は、個人情報保護審議会が非公開であることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらず、条例第8条第1号ただし書イには該当しない。

エ 「発言者の姓」は、個人情報保護審議会において発言をした委員が誰であるのかを示すものであって、条例第8条第1号ただし書ロにある「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認める情報」にも当たらない。

以上のことから、「発言者の姓」は、特定の個人が識別できる情報として、条例第8条第1号本文に該当し、ただし書イ、ロ、ハに該当せず、不開示としたことは妥当である。

4 「発言者の姓」及び「異議申立て事案の審査について記録した部分」の条例第8条第5号の該当性について

(1) 条例第8条第5号の趣旨

国の機関等の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。

また、未成熟な情報が尚早な時期に開示されたり、また、結論が出たものであっても未成熟な検討段階での資料が開示されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

さらに、不当なものであるか否かの判断については、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量すべきであるとしている。そして、合議制機関に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものとされている。

(2) 条例第8条第5号の該当性の検討

ア 「発言者の姓」は、県の附属機関である個人情報保護審議会において発言した委員がわかる情報であって、「地方公共団体の機関の内部...における審議...に関する情報」に当たり、「発言者の姓」については、個人情報保護審議会に出席した委員のうち、誰が何回発言をしたのかを示すものである。

そして、個人情報保護審議会の性格と機能をみるに、個人情報保護審議会は、県が保有する個人情報の不開示決定等に対する不服申立てがなされた場合に、実施機関からの諮問に基づき、対立関係にある実施機関と不服申立人からそれぞれ意見を聞いて、不開示決定等の適法性・妥当性を審議し、その結果を実施機関に答申するという、不服申立てに係る争訟手続の一部に位置する機関であって委員5名で組織される合議体の諮問機関である。

このため、個人情報保護審議会は、政策や制度のあり方などについて民間からの多様な意見を誘発し、意見の深化を図るために設けられた民意反映型の審議会と異なり、不服申立てを受けて個別事案の解決についての意見をまとめる準司法的な作用を営む機関であって、他の一般的な事項を審議する審議会と比較して、より中立・公正性、判断の適正性の確保が要求されるのであるから、そのような任務遂行を実現するためには、審議の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能とすることが必要不可欠である。

また、「発言者の姓」が開示されることとなると、個人情報保護審議会の意味形成に影響力を持つ委員が誰であるのかが明らかとなり、答申の結論に利害関係を持つ不服申立人をはじめとした外部の利害関係者から当該委員に対し不当な圧力又は干渉が加えられることが想定される。また、委員は、このような事態に陥ることを懸念し、あるいは、発言回数それ自体を気にして、率直な意見を述べることを差し控えることも想定される。

イ 「異議申立て事案の審査について記録した部分」は、個人情報保護審議会における審議過程や審議内容がわかる情報であって、当該情報が開示されることとなると、委員の発言内容を示す情報が明らかとなり、審議の変遷や答申の方針等が不服申立人をはじめとした外部の利害関係者の知るところとなることから、答申の結論に利害関係を持つ者から委員に対し不当な圧力又は干渉が加えられることが想定される。また、委員は、このような事態に陥ることを懸念して、率直な意見を述べることを差し控えることも想定される。

個人情報保護審議会の準司法的な性格・機能から考えれば、上記のような心理的な萎縮効果の発生防止、他からの干渉のおそれの排除については、特に慎重な配慮を求められているものと考えられる。

以上のことから、誰が発言したかが特定される「発言者の姓」及び「異議申立て事案の審査について記録した部分」は、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとして、条例第8条第5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

5 「異議申立て事案の審査について記録した部分」は、条例第10条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示を行う場合に該当するか、否か。

条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

同条の規定は、条例第8条各号の不開示情報に該当する情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の高度な行政的判断により開示することができるとしたものである。

したがって、公益上特に必要があるか否か、また、当該情報を開示するか否かの判断は、実施機関の裁量に任されているのであり、当該判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認められない限り、その判断は尊重されるものである。

異議申立人は、人権擁護の観点から、条例第10条の規定に基づき、全部開示を求めている。これに対し、実施機関は、そのような開示を行うには及ばないと判断した。

当審査会は、異議申立人の主張する事情をもって、本件文書の不開示部分を開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるということとはできない。

よって、実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、実施機関が本件文書の不開示部分を開示しなかったことは妥当である。

以上、当審査会は、実施機関が行った一部開示決定処分は妥当であると判断する。

6 結論

当審査会は、条例の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成18年 7月 3日	諮問
平成18年 9月25日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成18年10月30日	異議申立人から意見書を受理
平成18年11月29日 (平成18年度第6回審査会)	審議
平成18年12月25日 (平成18年度第7回審査会)	異議申立人から口頭意見陳述の聴取 審議
平成19年 1月31日 (平成18年度第8回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考

石川 恵	弁護士	
濱田 一成	元山梨学院大学教授	会 長
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	
水上 浩一	弁護士	会長代理
山口 亮子	山梨大学助教授	